



誰もが自分らしく
生きるために

あなたを守る『成年後見制度』

成年後見制度とは、大きく2つのことを行います

●財産の管理を行います

ご本人の代わりに、お金の管理や支払い、不動産の管理などを行います。

●身のまわりに関することを行います

福祉サービス（介護サービスなど）の利用に関する手続きや、病院の入院契約などを、ご本人に代わり行います。

（※手術や医療行為の同意はできません）



例えば、このような困りごとにお応えできます

認知症の方が必要のない高額な健康器具や布団を買わされてしまった。

認知症の母の代わりに子どもが銀行に出金手続きに行ったが、「本人でないと出金できない」と断られた。

認知症や障がいのある方が、親族に年金を使われてしまい、生活費の支払いができなくなった。

成年後見制度を 利用すると…

成年後見人等が、ご本人が結んだ契約を代理で取り消すことができます。

成年後見人等が代理人として、銀行で出金手続きを行うことができます。

成年後見人等が通帳を預かり、財産の侵害から本人を守ってくれます。

今は元気でも将来に不安がある人や、今すぐにでも支援が必要としている人など、成年後見制度はさまざまなケースで活用できます。詳しくは、地域包括支援センターへ相談またはお問い合わせください。

インフルエンザ予防接種のお知らせ

問 健康推進課 保健子ども係 ⑨番窓口 Tel 65-3008

小児

対象者 1歳から中学3年生
(平成21年4月2日～令和6年2月1日生まれ)

接種期間 10月1日(火)～
令和7年1月31日(金)

助成額
小学6年生までは2回、中学生以上は1回とし、1回あたり3,700円を上限とします。
※町から対象者に助成券を郵送します。実施医療機関へ予約し、助成券を持参して接種を受けてください。

高齢者

対象者
① 65歳以上の方
② 60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方（おおむね、身体障害者障害程度等級1級に相当する方）

接種期間
令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)

接種費用 無料
※接種予約は、直接医療機関をお願いします。